

「こどもオポチュニティーズクラブ」基金

募集要項（助成実績団体対象）

2025年1月吉日

公益財団法人公益推進協会

目 的

こどもオポチュニティーズクラブからの寄付を生かし、こどもの心と体の健やかな成長を願い、こども社会に格差ない「平等の機会」を支援することを目的に設立しました。

ものに溢れ情報に溢れた豊かな先進国である我国の7人に1人の子供が学校給食以外の食事を取れないという現実、これを「こどもの貧困」として注視されている昨今。そのような子供たちに食事の提供や学習支援をしている団体に対して助成を行います。

助 成 対 象

東京都・神奈川県・静岡県内において活動を行う団体で以下の要件を満たすもの。

- 1 子どもたちに対して無料または低価格の食事支援活動・学習支援活動を行っているもの
- 2 過去にこどもオポチュニティーズクラブ基金からの助成を受けたことのある団体
- 3 助成対象期間(2025年4月1日～2026年9月30日)内に1年以上継続して活動できるもの

※前年度の助成期間と重複しないように、申請してください。

※当基金の過去の助成事業報告が適切になされている団体を前提とします。

助 成 件 数

20 団体前後

助 成 金 額

月2回以上活動を実施する団体は 20万円以内

月1回の活動を実施する団体は 10万円以内

※事業完了後、実施回数が申請時の80%未満の場合、助成金返金の可能性があります。

応 募 期 間

2025年1月14日～2025年2月17日まで（※Googleフォームにて受付 17:00 締切）

（原則WEB応募になりますが、特段の事情により郵送応募を希望される場合は別途ご相談ください。）

応 募 手 続 き

応募フォーム(<https://forms.gle/mflr4tdT4XsTWaqx6>)に下記書類を添付し、ご応募ください。

※応募には、Google アカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。

① 申請補助資料(助成実績・収支概要)

当財団ホームページ(<https://kosuikyo.com/>)よりダウンロードしてください。

② 定款または会則の写し

③ 本年度(2024年)の予算書と事業計画書

④ 活動状況の公表資料

ホームページや SNS がある場合は URL を記載、紙媒体の場合は直近の資料(A4・2枚まで)を提出してください。

⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

⑥ 【任意提出】企画書

⑦ 【該当団体のみ】前年度(2023年)の決算書(貸借対照表と収支計算書等)と事業報告書

当基金による助成事業を2021年4月以降実施していない団体は提出してください。

※③の書類は団体で承認済の最新版を用意し、予算と事業計画がわかる書類をそれぞれ提出してください。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

選考方法及び通知

当財団の選考委員会において書類選考し常任理事会で助成先を決定します。

2025年4月下旬を目途に申請者に対し、文書で通知します。

助成金の交付

助成決定者には、2025年4月下旬に指定先口座(助成申請時に登録)に振り込みます。

助成決定者の義務

1. 提出について

①活動写真の提供

助成金振込後2ヶ月以内に提出してください。

(こどもオポチュニティーズクラブのホームページにお顔を伏せた状態で掲載します。)

②活動成果の報告

助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を Google フォームにて提出してください。

・助成事業報告書(指定書式)

・助成事業収支報告書(指定書式) 支払い先や支払い金額が明記された領収書やレシートの写しを必ず添付

2. 表示について

・当助成金で実施する事業に関する広報物(チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等)には、「公益財団法人公益推進協会 こどもオポチュニティーズクラブ基金による助成事業」であることを必ず明記してください。

3. その他

- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、**善良なる管理者の注意**をもって管理し、**申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。**
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を**変更するとき**
- ・助成対象事業を中止する場合や**重複しての受給**となることが判明したとき
- ・**助成実施期間の延長**を希望する場合

助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 募集要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階
公益財団法人公益推進協会 子どもオポチュニティーズクラブ基金事務局
TEL 03-5425-4201 問い合わせ対応時間: 平日 10:00~17:00
E-mail: info@kosuikyo.com
(件名は「【問合せ】子どもオポチュニティーズクラブ基金_団体名」としてください)

